

新田南小学校いじめ防止基本方針

豊中市立新田南小学校
令和2年（2020年）4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『人権尊重の教育理念を基盤とし、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性の育成に努める』を学校教育目標とし、互いに人権を尊重し、差別意識を持たない児童を育てるため、日々の教育活動を行っている。一人ひとりに居場所があり、大切にされていると感じられる学級づくりや、教職員と児童、及び、児童相互の人間関係を深め、心の通った明るくまとまりのある学校づくりを進める中で、いじめのない学校文化は築かれると考える。全教職員が、組織的、計画的にいじめ防止に取り組む学校体制を構築するため、本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「すこやか委員会（いじめ・不登校対策委員会）」

(2) 構成員

校長、教頭、人権教育担当者、生活指導担当者、支援学級担任、各学年代表、養護教諭、専科担当、(SSW=スクールソーシャルワーカー、SC=スクールカウンセラー)等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画（別添1）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

すこやか委員会（いじめ・不登校対策委員会）は、月1回開催し、気になる事象について情報交換をするほか、いじめ防止の取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめに対する対処がうまくいったかなど検証するとともに、必要に応じ、学校いじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。また、年2回、全体会を持ち、全教職員で総括を行う。

第2章 いじめ防止

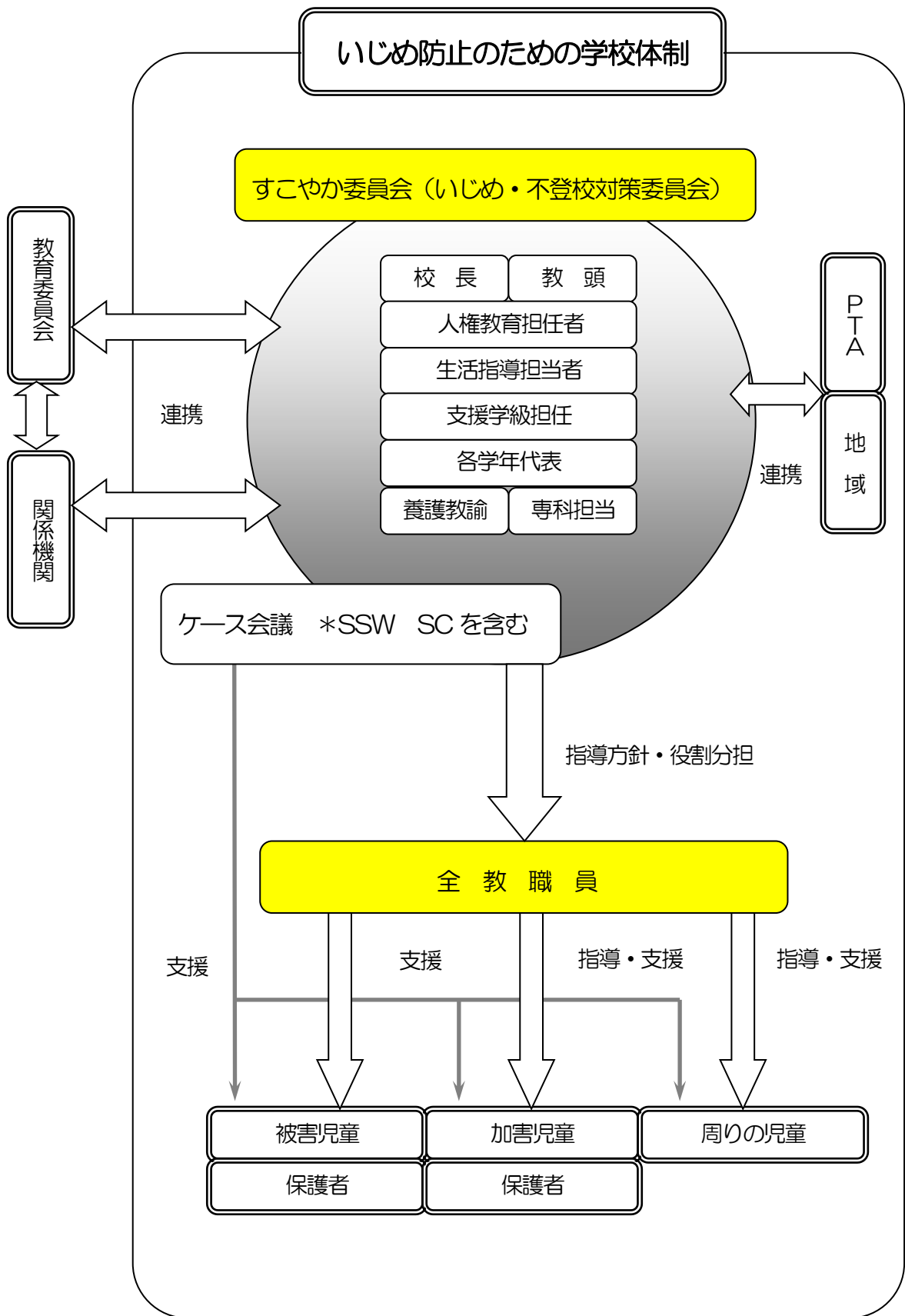
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校においては、構成的グループエンカウンターやグループワークトレーニング、コーチングなどの手法も取り入れながら、いじめ防止につながる、様々なアプローチを試みている他、「思いやり」を研究テーマに、人権や道徳などの授業研究も積み重ねてきた。何より、いじめの未然防止は、学校生活のあらゆる場面で総合的に取り組まなければならないとの認識のもと、教職員への研修も積極的に行っている。

本校の「いじめ未然防止」のための体制を次に示す。



2 いじめの防止のための措置

- (1) すべての児童が安心安全に学校生活をおくることができるように、教職員は、一人ひとりの小さな変化も見逃さず、「いじめは、どの子どもにもおこりうる」という危機感を持って日々の指導にあたる。また、すべての児童が、規律正しい態度で、学習や行事に主体的に取り組み、活躍できるような学校づくりをすすめる。
- (2) いじめに向かわない態度や能力を育成するために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、読書活動や読み聞かせ、体験を重視した活動などにより、相手の気持ちを共感的に理解できる心豊かな児童の育成を目指す。
- (3) 互いを認め合い、尊重し合える集団作りや、いのちを大切に学習をすすめる中で、一人ひとりの児童をエンパワーし、自己有用感や自己肯定感を育てる。
- (4) 様々な体験活動や人との出会いの中で、円滑にコミュニケーションを図れる能力を高め社会性を育てる。
- (5) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人ひとりを大切に、わかりやすい授業づくりを目指す。
- (6) 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、研修を通じて、人権感覚を高めるとともに、指導のあり方について、共通理解をはかる。
- (7) 障害のある児童や、外国にルーツを持つ児童等の人権が守られ、多様性や個性が認められる学校文化を全校上げて構築していく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあってはいる児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい状況にある児童が、いじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。児童の小さな変化に気づかずいじめを見逃したり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら、対応を先延ばしにしたりすることは、絶対にあってはならない。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握のためのアンケート（元気調査）を学期に1回行い、回答が気になる児童には、個別に面談を実施し、聞き取りを行う。
- (2) 教職員は、毎朝の健康観察や登校時刻の変化などに注意を払い、授業時間だけでなく給食や清掃、休憩時間や放課後の様子を観察するとともに、日記や会話の内容などにも気を配り、早期発見に努める。また、その資質や感性を高めるための職員研修を行う。
- (3) 毎週、職員朝会で「気になる児童」の交流を行い、担任だけでなく、養護教諭や専科担当などからの情報も共有するとともに、毎月の「すこやか委員会（いじめ・不登校対策委員会）」では、いじめ事案に発展していないかの検証を行い、対策を講じる。
- (4) 個人懇談や学級懇談会の機会だけでなく、日頃よりアンテナを高くはり、電話や手紙による保護者や地域からの情報には素早く対応する。
- (5) 児童や保護者が相談できる窓口（校内、校外ともに）について、学校便りやホームページで、広く周知する。
- (6) 教職員は一人で抱え込まず、情報共有に努め、組織的対応を図る。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや、教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) たとえ、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけの中で、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害、加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童や保護者の思いを丁寧に聞き、児童が安心して教育を受けられる環境を整える。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「すこやか委員会（いじめ・不登校対策委員会）」が中心となって対応する。
- (2) いじめられた児童や保護者の心のケアのための体制を整える。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員（臨床心理士）等、専門家の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行う等の配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談員（臨床心理士）等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーや教育相談員（臨床心理士）等とも連携する。運動会や宿泊行事、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、『いじめ不登校対策委員会』において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童、保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。